

(実施要領)

別紙 2

令和6年度地域公共交通等運行継続緊急支援事業に係る 緊急支援金の交付対象事業者等について

1 緊急支援金の交付対象事業者

- (1) 路線（乗合）バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者
道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、福島県内に本社又は営業所がある事業者
- (2) 自動車運転代行業者
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、福島県内に本社又は営業所がある者
- (3) トラック運送事業者
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ福島県内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす事業者）

2 緊急支援金の交付要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 緊急支援金の交付申請時点で事業を継続している事業者
- (2) 次のいずれにも該当しない事業者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

3 交付対象車両

(実施要領)

次に掲げる事項のうち(1)から(3)までのいずれか、かつ(4)及び(5)の両方に該当すること。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業（民間救急車両は除く）を行い、福島県内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、福島県内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ福島県内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす事業者）が保有する届出車両
- (4) 事業用自動車として東北運輸局長に届出がされており、令和6年10月1日時点で保有している車両。
- (5) 次のいずれかに該当する車両
 - ア 路線バス（乗合バス）として使用される車両
 - イ 貸切バスとして使用される車両
 - ウ 乗用タクシー・ハイヤー車両として使用される車両
 - エ 自動車運転代行業の随伴車として使用される車両
 - オ トラック事業として使用される車両（三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除く。）

4 緊急支援金の額

(1) 路線バス（乗合バス）

3(5)アに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき10万円を乗じて得た額とする。

ただし、乗車定員11人未満の車両の緊急支援金の額については、交付対象車両1台につき5万円を乗じて得た額とする。

(2) 貸切バス

3(5)イに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき5万円を乗じて得た額とする。

(3) タクシー

3(5)ウに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき2万5千円を乗じて得た額とする。

(4) 自動車運転代行

3(5)エに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき1万円を乗じて得た額とする。

(5) トラック

3(5)オに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき1万円を乗じて得た額とする。

(実施要領)

5 緊急支援金の交付予定件数

区分	事業者数	車両台数
(1) 路線バス (乗合バス)	51 事業者	1,100 台
(2) 貸切バス	71 事業者	1,200 台
(3) タクシー	295 事業者	2,200 台
(4) 自動車運転代行	184 事業者	500 台
(5) トラック	1,643 事業者	22,000 台
合 計	2,244 事業者	27,000 台

※ 交付申請時の台数には変動があります。

6 緊急支援金の申請受付期間 (想定)

令和7年1月下旬から令和7年2月上旬まで